

第11問 旭川学テ事件最高裁判決の趣旨として誤っているものを、次の①から④までのうちから1つ選びなさい（解答欄26）。

- ① 国民各自は、一個の人間として、また一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習する固有の権利を有し、特に、子どもは、そのための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有する。
- ② 子どもの教育は、専ら子どもの利益のために、教育を与える者の責務として行われるべきものであるから、教育の内容及び方法については、その実施に当たる教師が、教育専門家としての立場から、決定し遂行すべきものである。
- ③ 個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入は、許されない。
- ④ 親は、子どもに対する自然的関係により、子どもの将来に対して最も深い関心をもち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子どもの教育に対する一定の支配権、すなわち子女の教育の自由を有する。

第12問 幸福追求権に関する次の①から④までの記述について、最も適切なものを1つ選びなさい（解答欄27）。

- ① 一般的自由説は、幸福追求権の範囲を「人格的生存にとって不可欠」という要件で限定しない。この説をとることは、当該自由や権利の保障の程度という点で「人格」との関連性を考慮することと矛盾する。
- ② 最高裁判所は、京都府学連事件において、承諾なしにみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由は、憲法13条によって保障されると判示した。
- ③ 人格的利益説のいう「人格的生存にとって不可欠な利益」の内容は必ずしも明らかでないが、髪型の自由は「人格的生存にとって不可欠な利益」でないとする点で見解が一致している。⁹
- ④ 明文で規定されていない権利・自由で最高裁判所が認めているのは②で挙げた権利・自由以外では個人情報のみだりに公開されない自由だけである。

第13問 基本権の享有主体性に関する次の①から④までの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい（解答欄28）。

- ① 我が国に在留する外国人は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、基本権を享有する。
- ② 法人は、基本権の性質上可能な限り、基本権を享有する。
- ③ 未成年者は当然基本権享有主体であるが、保障の範囲や程度については、成年者と異なることがある。
- ④ 国民は当然基本権享有主体であり、国民の身分となる国籍を取得する要件も、日本国憲法上詳細に定められている。

以上